

平成20年4月28日 開会

平成20年4月28日 閉会

(臨時第4回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 54 号

平成20年第4回大山町議会臨時会を次のとおり招集する

平成20年4月24日

大山町長 山口 隆之

1 日 時 平成20年4月28日 午前10時

2 場 所 大山町役場議場

○開会日に応招した議員

近 藤 大 介
吉 原 美智恵
敦 賀 亀 義
川 島 正 寿
秋 田 美喜雄
諸 遊 壤 司
小 原 力 三
二 宮 淳 一
野 口 俊 明
荒 松 廣 志
鹿 島 功

西 尾 寿 博
遠 藤 幸 子
森 田 増 範
岩 井 美保子
尾 古 博 文
足 立 敏 雄
岡 田 聰
椎 木 学
沢 田 正 己
西 山 富三郎

○応招しなかった議員

なし

第 4 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 会 議 録

平成 2 0 年 4 月 2 8 日 (月曜日)

議 事 日 程

平成 2 0 年 4 月 2 8 日 午前 1 0 時開会

- 1 開会 (開議) 宣告
 - 1 議事日程の報告
 - 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 議案第 7 2 号 大山町手数料条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 4 議案第 7 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 1 9 年度大山町一般会計補正予算 (第 11 号))
 - 日程第 5 議案第 7 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 1 9 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 4 号))
 - 日程第 6 議案第 7 5 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 1 9 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号))
 - 日程第 7 議案第 7 6 号 平成 2 0 年度大山町一般会計補正予算 (第 1 号)
 - 日程第 8 議案第 7 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - 日程第 9 議案第 7 8 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - 日程第 1 0 議案第 7 9 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
-

本日の会議に付した事件

- 1 開会 (開議) 宣告
- 1 議事日程の報告
- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 7 2 号 大山町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 7 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 1 9 年度大山町一般会計補正予算 (第 11 号))
- 日程第 5 議案第 7 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 1 9 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 4 号))
- 日程第 6 議案第 7 5 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 1 9 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号))
- 日程第 7 議案第 7 6 号 平成 2 0 年度大山町一般会計補正予算 (第 1 号)

日程第 8 議案第 77 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 9 議案第 78 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 10 議案第 79 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

出席議員（19名）

1 番 近 藤 大 介	2 番 西 尾 寿 博
3 番 吉 原 美 智 恵	4 番 遠 藤 幸 子
5 番 敦 賀 亀 義	6 番 森 田 増 範
7 番 川 島 正 寿	8 番 岩 井 美 保 子
9 番 秋 田 美 喜 雄	10 番 尾 古 博 文
11 番 諸 遊 壤 司	13 番 小 原 力 三
15 番 二 宮 淳 一	16 番 椎 木 学
17 番 野 口 俊 明	18 番 沢 田 正 己
19 番 荒 松 廣 志	20 番 西 山 富 三 郎
21 番 鹿 島 功	

欠席議員（2名）

12 番 足 立 敏 雄	14 番 岡 田 聰
--------------	------------

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸 遊 雅 照	書記 …………… 柏 尾 正 樹
------------------	------------------

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 山 口 隆 之	副町長 …………… 田 中 祥 二
教育育長…………… 山 田 晋	教育次長…………… 狩 野 実
総務課長…………… 田 中 豊	企画情報課長……… 小 谷 正 寿
税務課長…………… 野 間 一 成	住民生活課長……… 小 西 広 子
福祉保健課長……… 戸 野 隆 弘	診療所事務局長…… 中 田 豊 三
人権推進課長……… 近 藤 照 秋	農林水産課長……… 池 本 義 親
地籍調査課長……… 種 田 順 治	水道課長…………… 舩 田 晴 夫
建設課長…………… 押 村 彰 文	観光商工課長……… 福 留 弘 明
大山振興課…………… 齋 藤 淳	学校教育課長……… 西 田 恵 子
幼児教育課長……… 高 木 佐 奈 江	社会教育課長……… 小 西 正 記

午前 10 時 3 分 開会

○局長（諸遊雅照君） 互礼を行います。一同起立。礼。着席。

開会・開議・議事日程

○議長（鹿島 功君） 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、平成20年第4回大山町議会臨時会を開会いたします。これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手もとに配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（鹿島 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、13番小原力三君、15番二宮淳一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（鹿島 功君） 日程第2、会期の決定についてを議題にいたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定いたしました。

日程第3 議案第72号

○議長（鹿島 功君） 日程第3、議案第72号 大山町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） 議長。ただいまご上程いただきました議案第72号 大山町手数料条例の一部改正について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、郵政又は民間事業者による信書の送達に関する法律の施行により大山町手数料条例第6条の条文との整合性を図るため改正が必要となり、また去る平成19年5月11日法律第35号が公布され、政令で施行日が平成20年5月1日とされた戸籍法の一部改正に伴い、大山町手数料条例別表（第2条関係）の条文との整合性を図るため改正が必要になったことによるものであります。以上で議案第72号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第72号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第73号

○議長（鹿島 功君） 日程第4、議案第73号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度大山町一般会計補正予算（第11号））を議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） 議長。ただいまご上程いただきました議案第73号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度大山町一般会計補正予算（第11号））について提案理由のご説明をいたします。

本案は、地方譲与税等の譲与金・交付金の額の確定、地方債の減額、歳出では決算見込みにより、各款において不用額が生じたことなどにともない、歳入歳出予算の過不足を調整するため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成20年3月31日付で専決処分をいたしました。同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものであります。

この補正予算第11号は、既定の歳入歳出予算の総額から2,377万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を98億679万8,000円としております。

次に、第1表を歳入から各款をおってご説明申し上げます。

第10款地方譲与税、第15款利子割交付金、第16款配当割交付金、第17款株式等譲渡所得割交付金、第20款ゴルフ場利用税交付金、及び第40款交通安全対策特別交付金の増減は、それぞれ額の確定によるものであります。

第45款分担金及び負担金は370万7,000円の増額で、主なものは、民生費負担金の保育所広域入所負担金373万9,000円であります。

第50款使用料及び手数料は14万3,000円の増額で、主なものは、第5項使用料の社会福祉施設使用料67万2,000円の増、土木費使用料の住宅費使用料172万7,000円の減、第10項手数料の衛生費手数料の清掃費手数料53万円の増などであります。

第55款国庫支出金は25万6,000円の増額で、主なものは、国庫負担金で、障害者自立支援法負担金135万円の減、児童手当負担金72万円の減、国庫補助金で、高齢者医療制度円滑導入事業補助金432万6,000円の追加、合併浄化槽設置事業補助金74万2,000円の減、「読む・調べる」習慣の確立に向けた実践研究事業補助金10

6万9,000円の減などであります。

第60款県支出金は211万6,000円の増額で、主なものは、県負担金で、障害者自立支援法負担金67万5,000円の減、県補助金で、特別医療費補助金180万円の追加、保育サービス多様化促進事業補助金83万5,000円の追加、合併浄化槽設置整備事業補助金110万7,000円の減、県委託金で、県道除雪委託金137万2,000円の追加などあります。

第65款財産収入は、2,467万7,000円の増額で、下田中隣保館跡地、大山支所前の遊休土地などの売払い収入と、公社造林地の立木売払い収入の追加によるものであります。

第70款寄附金は137万3,000円の増額で、一般寄附金374万5,000円の新規計上、農林水産施設災害復旧費寄附金237万2,000円の減額によるものであります。

第85款諸収入は、185万8,000円の増額で、その主なものは、第25項 雑入で、活力ある地域づくり支援事業補助金61万3,000円の減、実費弁償金などの教育費その他雑入218万5,000円の増などあります。

第90款町債は、総額6,000万円の減額で、農林水産業債の一般公共事業債530万円の減、土木債の辺地対策事業債270万円の減、一般単独事業債4,810万円の減、災害復旧事業債390万円の減であります。

次に歳出についてご説明申し上げます。

第10款 総務費は、3,727万5,000円の増額であります。その主なものは、第5項総務管理費の一般管理費で、財政調整基金積立金1,047万3,000円の追加、公共施設整備基金積立金2,519万円の追加であります。

第15款民生費は、787万4,000円の減額であります。その主なものは、第5項社会福祉費の社会福祉総務費で、実績により灯油購入助成費248万円の減額、老人福祉費で高齢者居住環境整備事業補助金167万4,000円の減額、障害者福祉費320万円の減額などあります。

第20款衛生費は、952万9,000円の減額であります。その主なものは、第5項保健衛生費の予防費で、各種がん検診委託料250万円の減額、環境衛生費は122万3,000年の減額、第10項清掃費のし尿処理費で合併処理浄化槽設置費補助金385万5,000円の減額であります。

第30款農林水産業費は、1,057万3,000円の減額であります。その主なものは、第5項農業費の農地費で、大淀地区畑地帯総合整備事業負担金522万8,000円の減額、農業集落排水事業特別会計繰出金470万1,000円の減額であります。

第35款商工費は、179万7,000円の減額で、その主なものは、参道ギャラリー開設負担金122万5,000円の減であります。

第40款土木費は、2,698万1,000円の減額であります。増減の主なものは、第10項道路橋梁費の道路維持費で、実績により除雪作業委託料119万5,000円の追加と町道維持関係費99万2,000円の減額、道路新設改良費では、工事請負費ほか923万4,000円の減額、第30項下水道費の公共下水道費では、公共下水道事業特別会計繰出金1,823万6,000円を決算見込みにより減額しております。

第45款消防費は、44万円の減額であります。これは、住宅等耐震診断・改修補助金の減額であります。

第50款教育費は、358万9,000円の減額であります。その主なものは、第5項教育総務費の教育振興費で、臨時職員賃金106万9,000円の減、第10項小学校費の学校管理費で、臨時職員賃金70万円の減、第20項社会教育費の文化財費で、作業員等賃金170万円の減などであります。

第60款大災害復旧費は、27万1,000円の減額であります。これは、町道退休寺樋谷線災害復旧事業にかかる立木等補償費の減額であります。以上で、議案第73号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（1番 近藤大介君） 議長、1番。

○議長（鹿島 功君） 1番、近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） 教育費の関係で、1点お尋ねをいたします。歳入の方でいきますと、6ページ、教育費国庫補助金で「読む・調べる」習慣の確立に向けた実践研究補助金が、まあ約100万円減額になっております。おそらくこれ歳出の方ではですね、は15ページ、すみません。15ページじゃくて、ああ15ページですね、15ページの教育総務費の中の臨時職員賃金100万円の減額、これと対応しているものだと思うんですけど、100万円減額の内容経過についてご説明お願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 議長。ただいまのご質問には担当課長よりお答えいたします。

○学校教育課長（西田恵子君） 議長。学校教育課長。

○議長（鹿島 功君） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田恵子君） ただいまの質問にお答えいたします。「読む・調べる」という国庫補助事業のことで、106万9,000円減額をいたしました。これは図書司書を募集しております、募集しましたけれども応募がありませんでしたので、落としました。以上です。

○議員（1番 近藤大介君） 議長、1番。

○議長（鹿島 功君） 近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） ちょっとはっきり記憶してないんですけども、この事業確か国の補助事業で10割補助でしたですかね、かなり高額な補助事業で町としては非常

に有利な制度だったように記憶しております。その名の通り小学校なり児童生徒にですね、「読む・調べる」という習慣を付けさせようということで、まあそういった教育的意義も高い、いい事業だったと思います。司書を募集したけれども該当がなかったということだけで、事業をいわばまあ縮小したというような格好は非常に残念なことのようにも思うんですけど、こういった制度をもっと活かしていく上でも、もう少し何らかの該当が無かった、応募される方が無かったで終わってしまうんじゃないかと、もうちょっと突っ込んで該当になる司書の方、探してみるとかして手当とするなど、補助金を有効に使う道がなかったのかなという疑問があるんですけども、その辺りの経緯はどうだったのでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 議長。ただいまの再質問には次長より答弁させていただきます。

○教育次長（狩野 実君） 議長。教育次長。

○議長（鹿島 功君） 教育次長。

○教育次長（狩野 実君） ただいまの再質問似お答えいたします。先ほど課長の方が説明しましたが、実は学校司書の、学校図書館の司書の方、1名だけ兼務をスタートの時点でしておりまして、この事業年度の途中から受けるにあたって兼務を解除して、せっかくの事業ですので、先ほどおっしゃったように全校に1名ずつ司書を配置したいという思いで、実は探しました。なかなか司書の資格を持っておられる方っていうのが、なかなか見つかりませんで、で、原則としてまず登録していただいている方、それから現在司書をしている者の、まあ誰か知り合いはないだろうかということで、いろいろ探してみたんですが、声を掛けた方も、実は別の仕事をもう入っておられたりということがありました。で、全町に臨時で募集もかけまして、応募もありませんでした。

ということで、なかなか年度途中からだったということがありまして、せっかく予算組んだわけですが、配置ができなかったというのが実態であります。で、今年度にかけては、年度の当初から入れられるということでしたので、募集を掛けたところ、昨年にはなかった新しい者が2名ほど応募がありまして、これは学校の方に1名、それから公民館の方に1名ということで、今学校社会教育含めて全員図書館関係に司書の配置ができたところであります。そうした事情がありましたので、昨年については配置ができなかったということでご理解いただけたらと思います。以上であります。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○議員（17番 野口俊明君） 議長、17番。

○議長（鹿島 功君） 17番 野口俊明君。

○議員（17番 野口俊明君） えーとですね。9ページ民生費の灯油購入助成費ですが、248万の減額ということですが、これ凄い金額だなと思ってわたし感じるわけですけど、これについていわゆる当初の概算の仕方のミスなのか、または町が該当者の方に周知徹底が悪かったのか、そこら辺についての状態とそれからこれについての総評っていうか、

そういうことを聞かせていただきたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。野口議員さんの質問には、担当課長から答弁させていただきます。

○福祉保健課長（戸野隆弘君） 議長。福祉保健課長。

○議長（鹿島 功君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（戸野隆弘君） 灯油助成券の事業の結果についてご説明をさせていただきます。予算の段階では、該当のご家庭が約1,600あるだろうという予定で予算化しております。実際には、台帳上、該当となる方、家庭が1,720ありましたですけれど、当初からこの事業の該当外になる方、施設に全員入所しておられる、あるいは病気入院しておられる方、そういった方の精査をいたしましたところ、そういった事情で除外になる家庭が337ありまして、実際にお送りしたご家庭は、それを除いた1,383世帯ということで台帳上の約80%であったということでありまして。

さらに、この利用につきましてですけれども、該当の枚数でいきますと4,149枚ということになるんですけれども、実際に利用されたご家庭、数、枚数、1,500円の3枚1家庭にお送りしてるんですけれども、3,144枚、というようなことで約76%の利用率であったということで、結果的に当初の予定よりも実績がそういった計算で少なくなったと、以上であります。

○議長（鹿島 功君） いいですか。

○議員（17番 野口俊明君） わたしの質問に全部答えてもらってません。

○議長（鹿島 功君） えー、答弁漏れがあるようですけれども。確認です。分かりましたか。はい、続き。

○福祉保健課長（戸野隆弘君） 失礼いたしました。周知のことですけれども、これにつきましては、該当になりますご家庭に灯油券をお届けしたり、お送りしたりしておりますので、周知の漏れということはないと思っています。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 答弁漏れ。17番、もう一回確認のため、再度漏れのところお願いいたします。

○議員（17番 野口俊明君） はい、総評について、今のこの事業の教えて、聞いておりますので。

○議長（鹿島 功君） これは町長に対してですか。

○議員（17番 野口俊明君） もちろん、答弁、質問は町長に対してです。

○議長（鹿島 功君） はい、分かりました。なら町長、総評ということで。

○町長（山口隆之君） はい、議長。じゃあわたしの方から答弁をさせていただきますが、今担当課長が答弁をいたしましたように、灯油の助成をうちも緊急的に行なったわけでありまして、まあ当初予算計上した段階においての該当者と、それから実際に本当に精査し

た中での該当の違いがあったというのはご理解いただいたというのは思っておりますし、そういった中で、町としてもきちっと分かりやすく皆さん方に各家庭に説明文を付けてご配布をしたということで、きちっと対応はしてきたというふうに思っておるところであります。

その結果として、その配布した中の使用が76%程度であったということの中で、これだけ不用額が出たわけではありますが、そういった中で、今回これに対して何か不都合があったというような苦情も聞いておらないところがございますので、そういった意味では、まあ灯油券をいただいた方についても、必要な方はやっぱりきちっとお使いになったんだろうというふうに思っておりますし、使わずに残された方についても、決して何か不都合があったとか、うんぬんではなくて、結果として76%、これだけの方がこれをご利用いただいたと、後の方については、まあ気持ちは分かるが今回は使うには至らなかったということではないかなということでは、概ねこれについては多くの方々にこの事業としてはご理解いただき、またそれなりの町の思いを分かっていたというふうに、成果としてつながったのではないかなというふうに思っておるところであります。以上であります。

○議員（8番 岩井美保子君） 議長、8番。

○議長（鹿島 功君） 8番、岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） 5ページの款でいきますと40の土木費使用料の中の節、25の住宅費使用料というところで、現年の分の町営住宅の使用料が、157万1,000円の減になっております。これはどういう意味でしょうか。借りる人がなかったんでしょうか、それとも何か入れない事情でもあったんでしょうか。

○議長（鹿島 功君） はい、町長。

○町長（山口隆之君） 議長。岩井議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○建設課長（押村彰文君） 議長、建設課長。

○議長（鹿島 功君） 建設課長。

○建設課長（押村彰文君） 岩井議員さんの質問にお答えいたします。当初の予算計上額が、18年度入居されている方に対して、見込みで予算計上しておりますが、実際には、例えば退去があったりして空居の期間がございます。実際に、賦課徴収した調定額に基づいて予算額をこの度落とさせていただいたということがございます。実際の調定額に合わせて予算を落とさせていただいたということがございます。以上です。

○議員（8番 岩井美保子君） 議長、8番。

○議長（鹿島 功君） 8番、岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） それで今はちゃんと住宅に入っておられますよね。満杯でしょうか、それとも空きがあるんでしょうか。

- 議長（鹿島 功君） 町長。
- 町長（山口隆之君） 議長。再質問についても担当課長から答弁させていただきます。
- 建設課長（押村彰文君） 議長、建設課長。
- 議長（鹿島 功君） 建設課長。
- 建設課長（押村彰文君） 今現在ですと、まだ空いてるところがございます。それは、ひかりが丘団地でまだ空いているところがございます。そういう状況でございます。
- 議員（8番 岩井美保子君） 了解。
- 議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。7番、川島正寿君。
- 議員（7番 川島正寿君） この補正予算でございますが、減額になっております。2,300万、2,300万ほど減額になっておりますが、その中で一般管理費のところ増額になっております。積立金3,500万とそれから負担金の職員衛生管理費、管理負担金、この管理負担金どのようなものか説明と、それから積立金、……
- 〔「ページを」と呼ぶ者あり〕
- 議員（7番 川島正寿君） あ、9ページ、9ページの一般管理費の積立金3,566万円……。
- 議長（鹿島 功君） 7番議員、マイクを使ってください。
- 議員（7番 川島正寿君） 失礼しました。節の25の積立金、この3,566万円3,000円、これの説明をお願いいたします。
- 議長（鹿島 功君） 町長。
- 町長（山口隆之君） 議長。川島議員さんの質問には、担当課長から答弁させていただきます。
- 総務課長（田中 豊君） 議長、総務課長。
- 議長（鹿島 功君） 総務課長。
- 総務課長（田中 豊君） ただいまの川島議員さんのご質問にお答えいたします。積立金の増額でございますが、歳入歳出の過不足の調整ということで、これだけ基金を積立てることができるようになったということでご理解をいただけたらと思います。それと公共施設整備基金につきましては、遊休地の処分ができましたので、それに見合う部分として、公共施設整備基金の方に2,519万を積立させていただきました。それと負担金の職員衛生管理費負担金でございますが、これは職員の健康診断といえますか、そういった検診関係で、希望者が当初の予定より増えたということで、保健事業団等に支払う負担金が増えたということでご理解いただけたらと思います。以上です。
- 議員（7番 川島正寿君） 了解。
- 議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行い

ます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第73号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第73号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第5 議案第74号

○議長（鹿島 功君） 日程第5、議案第74号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））を議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） ただいまご上程いただきました議案第74号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成20年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により本会議に報告し、承認を求めるものであります。

既定の歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ349万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4億7,654万2,000円とするものであります。

補正内容について歳入からご説明をいたします。

第10款使用料及び手数料の121万円の増額は、新規加入者の増加による使用実績増加により増額をいたしております。

第25款繰入金の470万1,000円の減額は、一般会計からの繰入金の減額であります。

次に歳出についてご説明をいたします。

第5款事業費の333万5,000円の減額は、一般管理費の役務費の減、農業集落排水施設管理に要する費用を実績により減額いたしております。以上で議案第74号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第74号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第74号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6 議案第75号

○議長（鹿島 功君） 日程第6、議案第75号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））を議題にいたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） ただいまご上程いただきました議案第75号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成20年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により本会議に報告し、承認を求めます。

既定の歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ2,161万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ5億66万円とするものであります。

補正内容について歳入からご説明いたします。

第10款使用料及び手数料の57万7,000円の減額は、各処理場の使用料収入実績によるものであります。

第20款繰入金の1,823万6,000円の減額は、一般会計からの繰入金の減額を見込んでおります。

第35款町債280万円の減額は、事業債の事業実績による減額であります。

次に歳出について説明いたします。

第5款事業費の一般管理費を実績により財源組替いたしております。

また、事業費の2,161万3,000円の減額は、公共下水道施設管理費の減、公共下水道施設管理費の委託料、工事請負費、補償補填及び賠償金を実績により減額をいたしております。

第10款公債費を実績により財源組替いたしております。以上で議案第75号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（17番 野口俊明君） 議長、17番。

○議長（鹿島 功君） 17番、野口俊明君。

○議員（17番 野口俊明君） 3ページ歳入ですが、大山処理区の296万1,000円の減ということで、他の方は、中高、名和、逢坂処理区とも上がっておるわけですが、これについての理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。野口議員さんの質問に担当課長から答弁させていただきます。

○水道課長（船田晴夫君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 水道課長。

○水道課長（船田晴夫君） えーあの一、公共下水道使用料の大山処理区296万1,000円の減額はですね、大山寺の冬場の観光客等の利用を見込んで予算を計上いたしておりましたけれども、実績によって減額をさせていただいております。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第75号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第75号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第7 議案第76号

○議長（鹿島 功君） 日程第7、議案第76号 平成20年度大山町一般会計補正予算（第1号）を議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） ただいまご上程をいただきました議案第76号 平成20年度大山町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、昨年度取得いたしました「旧大山眺海荘」の有効活用を図るための改修工事を県の助成を受けて緊急に整備をする必要が生じてきたこと、宝くじ交付金の活用による地域の活性化を早急に進める必要が出てきたこと等により、歳入歳出予算の過不足を調整するため、本議会の議決を求めるものであります。

この補正予算第1号は、既定の歳入歳出予算の総額に6,398万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を96億4,398万8,000円とするものであります。

次に、第1表を歳入から各款をおってご説明申し上げます。

第35款地方交付税は、2,800万円の増額で、全額特別交付税の追加であります。

第60款県支出金は2,625万円の増額で、旧大山眺海荘の改修工事に対する市町村交付金の特別枠での追加であります。

第80款繰越金は243万8,000円の増額であります。

第85款諸収入は、730万円の増額で、ふるさと活性化事業に対するコミュニティ事業助成金であります。

次に歳出について、ご説明申し上げます。

第10款総務費は、730万円の増額で、第5項総務管理費の企画費で、コミュニティ事業補助金であります。対象事業は3件であります。

第35款商工費は、5,430万2,000円の増額で、アウトドアグッズメーカー「モンベル社」を誘致するための「旧大山眺海荘」の建物の内外装改修工事の委託料5,250万円、モンベルフレンドタウン負担金105万円が主な内容であります。

財源につきましては、歳入でご説明申し上げましたように、県の市町村交付金と特別交付税措置が見込まれるところでありまして、一般財源の持ち出しは僅かなものになるというふうに考えておるところであります。

第51款教育費は、238万6,000円の増額で、名和総合運動公園陸上競技場の公認検定をうけるための必要な備品の購入と修繕経費であります。以上で、議案第76号の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第76号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第77号

○議長（鹿島 功君） 日程第8、議案第77号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） ただいまご上程をいただきました議案第77号 固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由のご説明をいたします。

本案は、固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

選任をいたしますのは、大山町小竹681番地 二ノ宮守政さんであります。

二ノ宮さんは、昭和57年から合併時まで、名和町固定資産評価審査委員会委員を、平成17年5月からは新大山町の固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております。

来たる5月12日をもって任期満了となりますが、人格・見識とも適任と考えますので、再任にご同意を賜りますようお願い申し上げます。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議員（1番 近藤大介君） 議長、1番

○議長（鹿島 功君） 1番、近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） ただいま提案のあった件ですけれども、人格見識とも問題がない、そのことには正に異論はないところではあります。この方、年齢がなんぼになりますか。70を超えられる方でございます。年齢が高齢であってもまあ経験豊富、人格も優れているというところで問題は無いのかも知れませんが、もう少しそのなんちゅうですか、若いっていうとあれですけれども、50代とか60代で、適任者はおられなかったのかということでお尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。近藤議員さんの質問に答弁させていただきますが、おっしゃるとおり、年齢的に昭和8年という生まれでございますが、二ノ宮さんにつきましては本当長年この固定資産の評価委員として、旧町の時代からお世話になっておるところでありますし、申し上げましたようにこの役割、非常に充分にご理解いただく中で、今までもお勤めいただいております。まあご本人さんにも意向を確認いたしましたら、まあ本人としてもやれるということで、言っていたところでもありますので、もう少しこの役割果たしていただければ、わたしどもとしても安心してお任せできるのかなというところの中で、今回選任をさせていただくということになったというふうに思っております。よろしくその辺のところご理解いただければなと思っております。

○議員（1番 近藤大介君） 議長、1番

○議長（鹿島 功君） 近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） その辺経験が豊富だということは、わたしも充分承知しておるわけで、その辺については全く異論のないところなんです。わたしが聞いておるのは、50代、60代でお任せができるような方は、他にいなかったのかと。それともその50代、60代の方で新たにお問い合わせするよりは、二ノ宮さんで是非ともお願いしたいという理由があったのか、その辺りなんですけれども、どうでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問に答弁させていただきます。あの、そりゃあ、いつ

もこういった人事案件、考えるときに当然、できるだけ若い年代の方っていうのは必要だろうなというふうに思いながら、選任はするわけでありませうけれど、なかなか正直言って受けていただく方が、見つからないというのもいろんな役職の中で現状ではございます。そういった中でこのたび、二ノ宮さんにつきましても、まずはご本人の意欲なりということもまずお聞かせいただかなくてはならないなというふうに思っております、まあ長年の経験も、当然も申し上げましたようにおありでありますし、今までもお世話になっているわけでありませうので、まずご本人、言われるように年齢だけではありませんので、ご本人が、この評価委員に対しての思いをどういうふうに思っておられるのかということで、実は、総務課長の方から、ご本人とお話をさせていただきましたら、「もう少しなら、役にもしたてるならやろう」という、やってもいいというふうな思いをお聞かせいただいたところでございますので、まずはそういった二ノ宮さんの思いというものを、われわれとしてもお世話になれるものならということでの選任をいたしております、そういった意味で、まず二ノ宮さんをはずして、じゃあ40代、50代、探したかと言われればそれは正直申し上げて、まず現在お世話になっております二ノ宮さんの思いというものをまずは確認した中で、年齢だけではないわけでありませうので、そういった意欲等考えさせていただき、お世話いただけるものならわたしとしては、お世話になりたいという思いで、この度この選任にいたっているということをご理解いただければなというふうに思っております。まあ、当然本人の意思だけではなくて、当然お元気でございませうし、充分この役割は果たしていただけるものというふうに思っておりますので、付け加えさせていただきます。

〔「はい、了解」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 他に質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案77号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第77号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第9 議案第78号

○議長（鹿島 功君） 日程第9、議案第78号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） 議長、ただいまご上程をいただきました議案第78号 固定資産

評価審査委員会委員の選任について提案理由のご説明をいたします。

本案は、固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

選任をいたしますのは、大山町潮音寺107番地 井上公一郎さんであります。

井上さんは、中山町役場を退職後の平成14年から合併時まで、中山町固定資産評価審査委員会委員を、平成17年5月からは新大山町の固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております。

来たる5月12日をもって任期満了となりますが、人格・見識とも適任と考えますので、再任にご同意を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案78号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第78号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第10 議案第79号

○議長（鹿島 功君） 日程第10、議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） ただいまご上程いただきました議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由のご説明をいたします。

本案は、固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

選任をいたしますのは、大山町所子1100番地 浅田明枝さんであります。浅田さんは、昭和35年に旧大山町に奉職され、平成9年から税務課長、平成12年には出納室長を歴任、退職後の平成14年から2年間、旧大山町社会福祉協議会の事務局長、そして平成16年から現在まで、特別養護老人ホーム「やすらぎの里」の施設長をお勤めであります。旧大山町で税務課の職員として、また税務課長を務められておられ、人格・見識とも適任と考えるものであります。

任期は平成20年5月13日から3年間であります。以上、提案理由の説明を終わります。

す。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案79号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第79号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

閉会宣告

○議長（鹿島 功君） これで、本臨時会の会議に付議された事件は全部終了しました。

これで会議を閉じます。平成20年第4回大山町議会臨時会を閉会いたします。

○局長（諸遊雅照君） 互礼を行います。一同起立。礼。

午前10時55分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長

署名議員

署名議員